

事 務 連 絡
平成 21 年 4 月 28 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局総務課長

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」による薬局・病院に係る期限猶予措置について

標記省令案については、4月21日より別添のとおり意見募集を行ったところであるが、標記省令案の趣旨及び意見募集した概要のとおり当該省令案が公布、施行された場合の指導方針は下記のとおりであるので、関係者への周知及び指導について、よろしくお取り計らい願いたい。

記



1 標記省令（案）の趣旨

現行の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）」により、本年4月診療分から電子情報処理組織の使用による費用の請求（以下「オンライン請求」という。）が義務付けられる薬局及び400床未満の病院のうち、5月請求分の期限までにオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例外的な取扱いとして緊急避難的に準備に必要な期間、義務を猶予するものであること。

したがって、

- ① 請求省令に基づき、医療機関・薬局としてオンライン請求を開始する意思表示を行う重要な届出である「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」又は「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」（以下「オンライン開始届等」という。）を審査支払機関に提出している場合には、今回の期限猶予措置の対象にはならないものであること。

なお、既にオンライン開始届等を提出しているにもかかわらず、標記省令案の公布、施行時期等に鑑み、5月請求分において書面又は光ディスク等で請求が出された場合には、翌月請求分以降は自らオンライン請求するか、代行送信によりオンライン請求するか、いずれかによる必要があること。

- ② また、オンライン開始届等を提出していない場合であっても、届出を提出していないことを除き、オンライン請求を行う準備が整っている場合には、本来今回の期限猶予措置の対象とはならないものであり、迅速にオンライン開始届等を提出し、オンライン請求に移行する必要があること。

例えば、既に電子媒体で請求している薬局については、ネットワークについて具体的に敷設を予定していない場合には、特別の事情がない限り、代行送信を利用し、オンライン請求に移行する必要があること。

したがって、オンライン開始届等を提出していない場合であっても、届出を提出していないことを除き、オンライン請求を行う準備が整っている場合には、特別の事情がない限り、遅くとも6月請求分からは自らオンライン請求するか、代行送信によりオンライン請求するか、いずれかによる必要があること。

2 猶予期限について

実態把握、指導、設備の導入等の準備に必要な期間として、実態を見極め、半年以内を目途に実現するよう、猶予期限を設定する予定である。

設定された期限以降、オンライン請求を行わない薬局・病院については、原則どおり診療報酬は支払われないことになるものであること。

3 期限猶予措置の対象となった薬局・病院に係るオンライン請求化に向けた指導について

今回の期限猶予措置の対象となった薬局・病院については、審査支払機関等と十分連携を図りながら、オンライン請求化に向け、早期の実態把握、指導の徹底を図ることとしていること。

- ① 義務化期限を守れなかった薬局・病院については、5月請求分の診療報酬請求後、可及的速やかに、オンライン請求化の準備状況、今後の予定、対応できなかった理由等、具体的な状況について書面で提出を求めること。
- ② その後、毎月診療報酬請求時に、オンライン請求化に向けた進捗状況等について、書面で提出を求めること。なお、書面の様式等の具体的な実施方法等については、別途速やかに通知する予定であること。
- ③ 猶予期限までにオンライン請求に移行できるよう、厚生労働省、審査支払機関から薬局・病院に対し勧奨・指導を行うこと。特に、書類を提出しない、今後の予定が未定である等、取り組みが遅れている薬局・病院については、国において、審査支払機関と連携を図りつつ、繰り返し指導を行うこと。
- ④ 猶予期限徒過後は診療報酬が支払われないことについて警告を行うこと。

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」の概要

1 趣旨

医療保険事務の効率化等を推進するため、診療報酬のオンライン請求が、請求手続の一態様として療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）に規定にされることにより、進められているところである。

一方、本年4月診療分からオンライン請求が義務付けされる医療機関等のうち、オンライン請求に対応できないところは4月分からの診療報酬が支払われなくなり、特に零細な医療機関等について資金繰りの悪化、廃業という事態を引き起こし、ひいては地域医療に重大な影響を与えることも懸念されることから、これらの医療機関等が引き続き費用請求できるように、今般、緊急に請求省令を改正することとする。

2 改正の概要

① 平成21年4月診療分の請求からオンライン請求の義務化の期限が到来する病院及び薬局のうち、最初の請求期限が到来した日（5月10日）においてオンライン請求することができないものについて、平成22年3月31日までの間でオンライン請求を行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができることとする。【附則第4条第3項を新設】

② ①の改正に伴い、所要の改正を行う。

【既存の附則第4条第3項を第4項とする等の改正】

3 施行期日

公布の日（平成21年5月8日を予定）